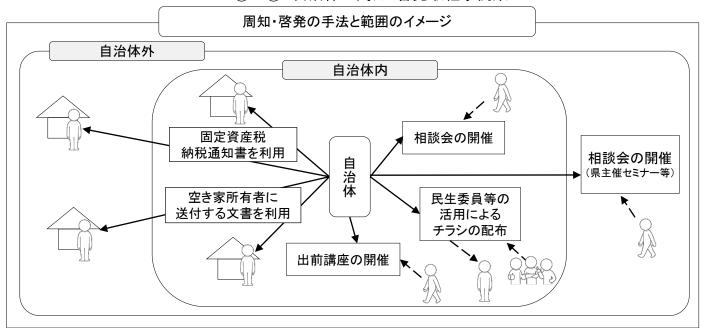
Ⅱ-4-②~④ 自治体の周知・啓発取組事例集



広域的な周知・啓発

区分	概要	ページ
固定資産税 納税通知書を利用 〈事例集 Ⅱ -4-②〉	チラシを同封(注意書きの例もあり)	255~259
	同封するチラシの大きさ等を工夫	260~262
	余白を利用 (QRコードの掲載等)	263、264
	封筒に適正管理の文言を記載	265
空き家所有者に 送付する文書を利用 〈事例集 II -4-③〉	空き家の管理に関するアンケートの送付時	266~269
	特定空家等の所有者等に通知する文書	269~272
	相談が寄せられた空き家の所有者に文書を送付	273

その他の周知・啓発等〈事例集Ⅱ-4-4〉〉

この他の周和 日光寺へ事例末11 寸 号//			
区分		概要	ページ
民生委員·自治会等		民生委員・自治会等を活用	274~276
周知方法		地域の回覧板を活用	277
	開催場所	県主催のセミナー、市主催のイベント、終活イベントを活用	278
相談会	開催時期	お盆、年末に開催	278
相談窓口	対象	移住や定住を考えている者を対象	279
	専門家を活用	空き家所有者に専門家を無料で派遣	279
		専門家団体と協定を締結し相談体制を整備	280
	相談受付方法	相談用紙をホームページに掲載し円滑に相談を受付	281
出前講座		地域の会合に司法書士等の専門家と市職員が出向き、講演を実施	282
		県から派遣された専門家を講師とし、出前講座を実施	282
記載内容		空き家の適正管理のチェックリストを記載	283~286
意見·要望等		国・都道府県に対する意見・要望等	287、288

Ⅱ-4-② 固定資産税納税通知書を利用した自治体外への周知・啓発事例集

○ 固定資産税納税通知書にチラシを同封している例

自治体名

山形県 鶴岡市

取組概要

平成26年度から、固定資産税納税通知書に空き家相談会(注)のチラシを同封し、他自治体に 居住している者を含む全ての課税対象者に対して送付しており、27年度から空き家の適正管理の 促進を図る案内を併せて送付している。

当該チラシでは、適正管理のポイント(屋根や壁等が傷んでいないか、雨どいや雪止め等が外 れていないか等)を記載するとともに、所有する空き家について、高齢のため、自ら管理するの が難しい、近所にある空き家について、老朽化した外壁や雨どいが落ちてきた等の悩みや困りご とがある場合には、市の相談窓口に早めに相談するよう促している。

また、当該チラシの上部に、「このお知らせは、空き家を所有していない方、適正に管理されて いる方にも同封しています。ご了承ください。」と記載している。

(注) 山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部、司法書士、鶴岡市環境課等、不動産に関する専門家が空き家の相談を 受け付けるもの



鶴岡市市民部環境課 電話(0235)25-2111(内線718) FAX (0235) 22-2868

E-mail kankyo@city.tsuruoka.lg.jp

建物を解体される皆さんへ

建物を解体するときは、届出をお願いします。 届出を基に現地調査を行い、課税台帳から抹消し ますので、適正課税のためにご協力ください。

●建物解体の相談窓口

鶴岡市 総務部課税課 家屋評価係 電話(0235)25-2111 (内線 208~210、245)

自治体名

京都府 京都市

取組概要

平成28年度から、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封し、他 自治体に居住している者を含む全ての課税対象者に対して送付している。

当該チラシには、空き家の適正管理は所有者等の責務であること、空き家を危険な状態で放置すると固定資産税等の額が大幅に上昇すること、空き家の管理不全が原因で近隣住民等がケガをした場合、所有者等は損害賠償責任を負う可能性があること等を明記している。



兵庫県 姫路市

取組概要

平成 29 年 5 月、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封し、他 自治体に居住している者を含む全ての課税対象者に対して送付している。

当該チラシには、空き家は個人の財産であり、その管理は空き家所有者等が行わなければならないこと、空き家を放置し通行人等が怪我をした場合、所有者等が損害賠償責任を負う可能性があること等を記載している。

また、姫路市では、平成27年度及び28年度の空き家に関する相談件数は年間100件前後であったが、当該チラシの送付後、約1か月間(平成29年5月8日から同月31日まで)に、次表のとおり、当該チラシを見た空き家所有者等からの相談が63件寄せられた。

表 平成29年5月8日から同月31日までの相談実績

相談内容	件数(件)
解体について	8
利活用について	17
不要なので処分したい	23
管理不全の空き家の通報	15
合計	63

- (注) 1 姫路市の資料による。
 - 2 固定資産税納税通知書に同封したチラシを見て相談が寄せられた件数である。

姫路市住宅課からのお知らせ

この案内文は、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。 現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますの で、ご了承ください。

【空き家の所有者(相続人)の皆様へ】

近年、姫路市内でも空き家が増加しています。 空き家の手入れが不十分なため、草木が繁茂し近隣に 迷惑をかける事例、屋根や外壁の劣化などにより周囲に 危険を及ぼす事例が見られます。



〈空き家の管理は所有者等の責任です〉

空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者等が行わ なければなりません。

空き家をお持ちの場合は、適正な維持管理をお願いします。

〈もし、空き家を放置すると…〉

空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋が壊れたり、通行人が怪我をした場合 は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。

空き家の管理でお困りの場合は、下記の連絡先にご相談ください。

【空き家に関するご相談は】

■空き家バンク、その他空き家の活用や管理に関する相談業務

「姫路市住宅課」

☎079-221-2642

e-mail juutaku@city.himeji.lg.jp

■空き家の除却、老朽危険空家等に関する業務

「姫路市建築指導課」

☎079-221-2549

e-mail kentikus@city.himeji.lg.jp

■その他空き家の管理でお困りの場合

「ひょうご空き家の総合相談窓口」 ☎078-325-1021

ホームページ http://akiya-hyogo.com

山口県 周南市

取組概要

周南市は、主に人口減少や少子高齢化が都市部以上に進行する中山間地域への移住促進施策に取り組んでいる。中山間地域への移住希望者に対する住宅情報の提供を充実するため、中山間地域の空き家については市が、市街地の空き家については不動産業者が主に取り扱うこととし、両者が共同で空き家の適正管理及び活用の促進を図るチラシを作成して、平成28年度から固定資産税納税通知書へ同封している。平成28年度は、他自治体に居住している者に対して送付(約7,400通)し、29年度は全ての固定資産税納税通知書(約6万1,000通)にチラシを同封している(うち、約7,400通を他自治体に居住している者に送付)。

当該チラシには、①空き家の今後の取扱いに関する希望(賃貸・売却又は現状維持)、賃貸・売却希望の空き家の所在地(中山間地域か否か)に応じた相談窓口、②中山間地域にある空き家の活用の依頼、③空き家の維持管理を怠り、災害や事故を発生させると所有者等の管理責任が問われる場合があること等を記載している。また、当該チラシの上部に、「このチラシは全ての固定資産税納税通知書に同封しています。該当の無い方にも送付されておりますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。」と記載している。

空き家の活用を担当する地域づくり推進課には、他自治体に居住している空き家所有者等から、 当該案内チラシを見たとの問合せが、平成28年度に34件、29年度に32件寄せられており、これらのうち28年度に5件、29年度に5件が空き家バンクの登録に至っている。

なお、空き家の適正管理を担当する生活安全課では、空き家所有者等から空き家バンクに関する問合せがあった場合、地域づくり推進課(空き家バンク担当)に連絡している。



福岡県 豊前市

取組概要

平成 22 年度から 27 年度頃まで、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封し、他自治体に居住している者を含む全ての課税対象者に対して送付している。

当該チラシには、所有者等の責任、廃屋の危険性等を記載しているほか、「家族が暮らした思い 出のある家を取り壊すのはだれしも決断しにくいものです。家に愛情があるなら、倒壊などを起 こす前に家族の判断で撤去をした方がよいと思います。」等と記載しており、所有者等の心情に配 慮した内容もみられる。



○ 固定資産税納税通知書に同封するチラシの大きさ等を工夫している例

自治体名

北海道 釧路市

取組概要

平成28年及び29年の5月に、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシ を同封している。

当該チラシは、大きさを A4 の 3 分の 1 程度とし、空き家の適切な管理は所有者等の責任であ ること等を記載している。

きるの管理は大丈夫ですか?

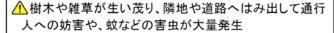
空き家は個人の財産であり、所有者や 管理者は空き家を適切に管理する責任が あります。

空き家を適切に管理せずに放置し続け ると、建物の劣化は早く進み、気づいた 時には近隣に大変な迷惑が掛かってしま った…ということにもなりかねません。

空き家の定期的な点検を行うなどし て、適切な状態を維持するようお願いし ます。

空き家を放置したままにすると・・・いろいろな問題が!

- ⚠老朽化による倒壊や、屋 根や壁の崩落による通行 人や近隣への被害
- 介不審者の侵入や放火に よる火災の恐れ
- 介動物が住み着き、フンや 尿などにより不衛生に



<裏面もご覧ください>



空き家を所有されている方は、隣や近所の方に迷惑を掛けないためにも、定期的に空き家の状況を 点検し、必要があれば修理などを行い、適切な状態を維持するようにしましょう。

- ●屋根や外壁、窓、基礎、煙突、アンテナ、塀や擁壁などに破損部分がないか、定期的に確 認してください。
- ●破損部分がある場合、破損部分が落下したり飛散したりしないよう、修理をしてください。
- ●敷地内の草木が周囲に迷惑が掛からないように、草刈りや庭木の手入れをしてください。
- ●ごみの放置は、火災や害虫の発生の原因となります。建物内部や敷地内は清潔にしてください。

建物に関しての相談先をご利用ください

◆建物を解体する業者を知りたい

釧路市建設事業協会(☎0154-65-7155)

◆建物を改修したい

(一社) 北海道建築士事務所協会釧路支部(☎0154-42-6388)

- ◆建物を売りたい・貸したい (公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部(☎0154-25-2222)
- ◆建物の権利関係や相続に関する相談

釧路司法書士会(☎0154-41-8332)

空き家バンクをご利用ください

空き家・空き地を売り たい!貸したい!とお考 えの方は、「北海道空き 家情報バンク」に物件の登録を!

www.hokkaido-akiya.com/



(空き家全般についての問合先) 釧路市役所 建築指導課 指導防災担当 (☎0154-31-4569)

福島県 会津若松市

取組概要

固定資産税納税通知書に同封する空き家の適正管理の促進を図るチラシについて、水色の用紙 を使用することで目立たたせるとともに、白黒印刷にすることで印刷費用の削減を図っている。

建物等の所有者及び管理者の皆様へ

◎空家等対策に取り組んでいます。

適正な管理が行われていない空家等は防災や防犯、衛生面で問題が生じたり、景観が損なわれた りするなど、地域の皆さんの生活に様々な影響を及ぼします。

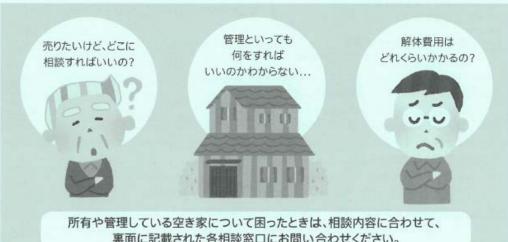
そのため、市では「会津若松市空家等対策計画」に基づいて、空き家などの所有者に適正な維持管 理をしてもらうための啓発・推進活動を行っています。また、空き家に関する相談を行っている機関な どと連携して、空き家対策に取り組んでいます。

◎空き家のまま放置するとこんな問題が発生します。

- ○建物が傷んで壁や屋根のトタンが剥がれ通行人などにけがをさせてしまう原因となります。
- ○生い茂った庭木や雑草が蜂や蚊の発生源となる恐れがあります。
- ○ゴミなどが不法投棄されたり、不法投棄されたゴミから悪臭や害虫が発生したりします。

◎定期的に建物の状態を確認し、適正な管理をお願いします。

- ○屋根・外壁・窓などの破損を確認した時は、速やかに修繕を行ってください。
- ○定期的に立ち木の伐採や雑草の除草を行ってください。
- ○土地や建物の相続が発生した時は、速やかに登記の手続きを行いましょう。
- ★皆様の大切な財産です。適切に管理されていないと周りに迷惑や危険を及ぼすことに なります。また、放置するほど費用が掛かってしまいます。定期的な管理を心がけてください。



裏面に記載された各相談窓口にお問い合わせください。

会津若松市 危機管理課

愛知県 豊橋市

取組概要

平成 28 年度から、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進及び空き家バンク制度の 周知を図るチラシを同封している。

当該チラシは、空き家の適正管理を担当する建築物安全推進室と空き家バンク担当の住宅課が 共同で作成しており、大きさを A4 の 3 分の 1 程度とし、空き家の適切な管理に関すること、空 き家バンクに関することを片面ずつ記載している。

空家の適切な管理のお願い



老朽化の特に著しい空家の 解体促進費補助金 解体費用の2/3(上限20万円) 空家を適切に管理しないで放置しておくと、安全面や衛生面で 周辺に迷惑をかけてしまうことがあります。適切な維持管理をし て、快適な地域づくりに努めましょう。

遠方にお住まい等、ご自身での維持管理が難しい場合等は、豊 橋市シルバー人材センターに依頼することもできます(有料)。

相続登記のおすすめ

不動産の相続は、時間がたつほど権利関係が複雑になり、管理や処分に支障をきたします。相続時には相続登記を行いましょう。

○空家等に関する総合相談窓口豊橋市役所 建築物安全推進室 ☎0532-51-2561

※このお知らせは、豊橋市内に固定資産をお持ちの方を対象に送付しています

空家を貸しませんか?売りませんか?



豊橋市では、空家バンクを開設しています

空家バンクに登録すると…

- ●空家を借りたい方、買いたい方を 見つけるお手伝いをします。
- ●条件次第で空家リフォームの補助金を受けられます。 ※空家バンクとは、空家の発生予防と有効活用を促すため 一戸建ての空家情報をその利用希望者へ紹介する制度です。

III ##

まずは、お気軽に下記問合せ先までご連絡を!

○問合せ先 豊橋市役所 住宅課 ☎0532-51-2602
ホームページ http://www.city.toyohashi.lg.jp/18827.htm

O 固定資産税納税通知書の余白を利用している例

自治体名

愛知県 名古屋市

取組概要

平成28年度から、空き家の適正管理の促進を図るため、空家法に基づく勧告の対象となった特定空家等の敷地は、住宅用地特例の対象から除外される旨を固定資産税納税通知書の余白に明記している。

土地の課税標準額の計算方法について(課税明細書をご覧いただきながらお読みください。)

土地の固定資産税・都市計画税の課税標準額の算出における負担調整措置は、その土地の現況に応じて計算方法が異なります。土地の現況については、次表のような区分により課税明細書の「⑯区分」欄に記載しています。

小規模住宅用地	住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡までの部分	
一般住宅用地	住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡を超える部分	
# A rb # 16	住宅用地ではない宅地、雑種地(駐車場、資材置場など)、市街化区域に所在する山林又は原野など	
非住宅用地	(※住宅用地の課税標準の特例措置の適用はありません。)	
市街化区域農地	市街化区域に所在する農地(農地法の規定により農地以外への転用届出がされた農地を除きます。)	
一般農地	地 市街化調整区域に所在する農地又は生産緑地地区に所在する農地(農地法の規定により農地以外への転用許可を受けた農地を除きます	
その他	市街化調整区域に所在する山林又は原野など	

住宅用地と市街化区域農地については、課税標準の特例による軽減措置があります。課税明細書の「⑩②特例適用後金額又は価格」欄には、小規模住宅用地及び一般住宅用地については価格に住宅用地の課税標準の特例率を乗じた額、市街化区域農地については価格に農地の課税標準の特例率を乗じた額を記載しています。

区分	- r	固定資産税	都市計画税
た中田県の調発標準の特別性票	小規模住宅用地	1/6	1/3
住宅用地の課税標準の特例措置	一般住宅用地	1/3	2/3
農地の課税標準の特例措置	市街化区域農地	1/3	2/3

平成29年度の課税標準額(課税明細書②⑤欄)は、次表のとおり計算しています。

「⑯区分」欄・・・小規模住宅用地、一般住宅用地、市街化区域農地 の場合

「囫囵負担水準」	平成29年度の課税標準額(「②⑤今年度課税標準額」)	
100%以上	「⑱⑫特例適用後金額又は価格」	
100%未満	「⑱❷前年度(比準)課税標準額」十「⑱❷特例適用後金額又は価格」×5% 【A】 ただし、【A】により計算した課税標準額が 「⑱❷特例適用後金額又は価格」を超える場合は、「⑱❷特例適用後金額又は価格」 「⑱❷特例適用後金額又は価格」の20%に満たない場合は、「⑱❷特例適用後金額又は価格」	

「⑯区分」欄・・・非住宅用地 の場合

「囫囵負担水準」	平成29年度の課税標準額(「②②今年度課税標準額」)	
70%超	「⑱②特例適用後金額又は価格」×70%	
60%以上70%以下	「⑩ሬ前年度(比準)課税標準額」	
60%未満	「⑩愛前年度(比準)課税標準額」+「⑱愛特例適用後金額又は価格」×5% 【B】 ただし、【B】により計算した課税標準額が 「⑱愛特例適用後金額又は価格」の60%を超える場合は、「⑱愛特例適用後金額又は価格」×60% 「⑱愛特例適用後金額又は価格」の20%に満たない場合は、「⑱愛特例適用後金額又は価格」×20%	

平成29年度の家屋の価格について

平成 29 年度は評価替えの年度(基準年度)ではありませんので、原則として平成 27 年度の価格が据え置かれます。 固定資産税における家屋の価格は、屋根、外壁、内壁、天井、床、基礎、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実地調査や各種の資料から把握し、国が定めた全国共通の評価のものさしである固定資産評価基準に基づいて 算出します。そのため、家屋の価格は、実際の取得費や工事費とは異なります。

「勧告」の対象となった「特定空家等」の敷地に対する固定資産税について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第3条により、空家等の適切な管理は所有者等の第一義的な責務とされています。 また、適切な管理がなされずに同法第14条第2項による「勧告」の対象となった「特定空家等」の敷地となっている土地について は、住宅用地の課税標準の特例措置の対象から除外されることとなりました。

空家等の適切な管理について「助言・指導」の文書が送付されているにも関わらず、一向に適切な管理の対応がなされない場合に、「勧告」と記載のある文書が送付されることとなります。空家等対策に関する「勧告」については、市民経済局地域振興部地域振興課(電話:052-972-3126)までご連絡ください。

兵庫県 伊丹市

取組概要

資産税課と調整し、固定資産税納税通知書の余白に、空き家の適正管理についての情報を掲載 した市ホームページにリンクするQRコードを記載している。

ご存知ですか?課税明細書

その年の課税対象になった土地・家屋の所在及び面積、価格、課税標準額、軽減税額、相当 税額などを個々の資産ごとに納税通知書の3枚目(物件が6件以上の方は別紙明細書)に一覧 にして記載しております(非課税の資産は除いています。)。

生産緑地指定の申出について

歴歌総相定のが刊出について 伊丹市では、長期営農される農地を対象に生産緑地の追加指定の申出を受け付けます。 なお、指定に際しては、法令等に規定されている要件を満たすことが必要です。 申出・お問い合わせは都市計画課(072-784-8067)までお願いします。



※年の途中に所有者が変わっても その年の納税義務者は変わりません。

同定資産税の納税通知書が届きました。なぜですか? 1月1日現在の登記簿に所有者として参配されている人は、たとえ年の途中で土地や家屋 を売却しても、その年の税金は全額課税されます。このような場合は、実際の税金の支払い 方法について、売まと買主との間で契約書などにより取り決めることが多く行われています。 また、未登記家屋の所有百の変圧は半額が必要です。

住宅の固定資産税が急に高くなったのですが、どうしてですか?
 新築住宅に対する軽減措置期間(3 階建以上のマンションなどで新築後5年間、一般の住宅で新築後3年間)は家屋の固定資産税が2分の1となっているため、この期間が過ぎた家屋は税金が前年度より高くなります。

家屋が年々老朽化していくのに、価格が下がらないのはなぜですか?
3 家屋の価格は、再建築価格に経年減点補正率を乗じて求められます。
しかしながら、建築資材費や労務費等の建築物価が、足見、経年減点補正率の下落分を上回った場合、家屋の価格は下がりません。この場合は、前年度の価格が据え置かれます。

伊丹市ホームページにもよくあるご質問を掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.city.itami.lg.jp/ (伊丹市ホームページトップーよくある質問をクリック→暮らしのカテゴリーから税金「固定資産税」をクリック)

- ※ お電話にてお問い合わせをされる場合や、ご来庁いただく際には、納税通知書をお手元に ご準備いただきますようよろしくお願いいたします。
- ※ (お問い合わせ先)伊丹市資産税課 電話:072-784-8023 (家屋・償却資産) 784-8024 (土地)

住所: 〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

空家等対策 空家等を所有されている方は、周辺に迷惑がかからないよう適切な管理をお願いいたします。

※空家等についてのお問い合わせ先

相談窓口 伊丹市生活環境課 電話 072-781-5371 建築指導課 電話 072-784-8065 新しばよっち



平成29年度

固定資産税・都市計画税について お知らせ

固定資産税とは?

固定資産税は、土地・家屋および償却資産を所有している人に、その価格に応じて納めてい ただく税金です。固定資産税は市税収入の約4割を占め、市民税とともに、市の様々な行政サ ビスを行うための重要な財源となっています。

都市計画税とは?

都市計画税は、公園、道路、下水道などの都市施設の建設整備などの都市計画事業に充てる ため、市街化区域内(伊丹市は全域)の土地・家屋を対象として、その所有者に固定資産税と 併せて納めていただく税金です。(償却資産は対象外)

納める人 (納税義務者)

毎年1月1日現在、伊丹市内に固定資産を所有している人。

伊丹市マスコット たみまる 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 家屋 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 償却資産 信却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※年の途中に売買などで所有者が変わっても、その年の納税義務者は変わりません。

【所有者 (納税義務者) がお亡くなりになった場合について】

年内に相続登記をされる場合は届出の必要はありませんが、相続登記をされない場合は相続人

合は届出が必要です。

納期限: 第1期5月1日 * 第2期7月31日 * 第3期12月25日 * 第4期2月28日

期限内納付へのご協力をお願いいたします。

伊丹市

○ 固定資産税納税通知書の封筒に適正管理の文言を記載している例

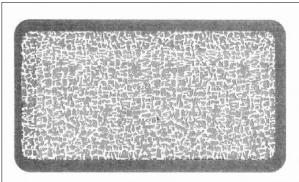
自治体名

大阪府 貝塚市

取組概要

平成28年度は、空き家の適正管理を促進するため、固定資産税納税通知書を送付する封筒の裏面に、管理が不十分な空き家や空き地について、法律や条令に基づき、家屋の修繕や雑草の刈取りなどを指導している旨記載している。平成29年度以降は、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封している。

なお、貝塚市は、当初市内向けの広報のみを想定していたが、他市事例を参考に、固定資産税納税通知書を活用すれば、対自治体に居住する所有者等に対しても効果的に周知・啓発することが可能と認識したとしている。



料金後納

貝 塚 市 役 所

〒597-8585 大阪府貝塚市島中1丁目17番1号 電話 代表 (072) 4 2 3-2 1 5 1 FAX (072) 4 3 3-7 5 1 1



総務市民部 課税課

土 地 担 当 (072)433-7251 家 屋 担 当 (072)433-7253 諸 税 担 当 (072)433-7254 郵便振替口座 00990-1-960301番

◆納付は便利で確実な口座振替(自動払込)で

口座振替取扱金融機関または納税課でお申込みください。 口座振替に関するお問い合わせは、

総務市民部 納税課 収納管理担当 (072)433-7261

(表面)

"税金は納期内に納めましょう" 納 期 一 覧 表

	納	期
	第1期 6月1	日から6月30日まで
市府民税	第2期 8月1	日から8月31日まで
	第 3 期 10月1	日から10月31日まで
	第4期 12月11	日から12月28日まで
	第1期 5月1	日から5月31日まで
固定資産税	第2期 7月1	日から7月31日まで
都市計画税	第 3 期 11月1	日から11月30日まで
	第4期 1月4	日から1月31日まで
軽自動車税	全期分 5月1	日から5月31日まで

期限に振りかわります。

空き家・空き地の適正管理を!

管理が十分でない空き家や空き地 については、法律や条例に基づき、 家屋の修繕や雑草の刈り取りなどを 指導しています。

近隣住民や周辺環境に配慮した適 正な管理をお願いします。

(お問合せ先)

(裏面)